

香川の
土地改良

みどり
水土里ネット香川

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町 2 丁目 4 番 27-301 号

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



芝 桜 (高松市)

目 次

1. 知事表彰 ～土地改良区の発展に貢献～ 2
2. 油井北側地区圃場整備安全祈願祭催行 3
3. 「満濃池物語り」第 4 回 4
4. 土地改良区だより 高松市香川町浅野土地改良区 5
5. 本会の職員紹介 (新規採用) 6
6. 第 17 回かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト作品募集 7～8
7. 会と催し 8

知事表彰 ～土地改良区の発展に貢献～

5 月 1 日、県は平成 29 年憲法記念日知事表彰の受賞者として、地方自治や教育文化、土地改良などの 32 分野で功績があった各界の功労者 78 人 1 団体を発表した。

このうち、土地改良功労として坂出市坂出土地改良区理事長の中河哲郎氏(72)、^{なかがわてつろう}観音寺市木之郷町土地改良区元理事長の^{いそのけんじ}磯野健二氏(83)、五郷土地改良区元理事長の^{ふじおかつとむ}藤岡勉氏(85)が晴れの表彰を受けられた。

【土地改良功労】(順不同)



坂出市坂出土地改良区
理事長 中河 哲郎 氏



観音寺市木之郷町土地改良区
元理事長 磯野 健二 氏



五郷土地改良区
元理事長 藤岡 勉 氏

坂出市坂出土地改良区理事長の中河哲郎氏は、理事及び理事長として 15 年の長期にわたり土地改良区の発展と円滑な運営に努めるとともに、土地改良事業を積極的に推進した。また、夏の渇水時には農業用水確保に奔走するとともに、土地改良事業の円滑な推進に尽力し、土地改良区の発展と円滑な運営に寄与した功績は大である。なお、中河哲郎氏は今回、地方自治功労も併せて受賞されている。

観音寺市木之郷町土地改良区元理事長の磯野健二氏は、昭和 56 年 6 月から理事並びに理事長として 28 年の長きにわたり、土地改良区の発展と円滑な運営に尽力するとともに、圃場整備や農道、水路など多岐に亘る土地改良事業を積極的に推進し、地域農業の振興に貢献した。なかでも、平成 13 年度に完成した香川地区国営総合農地防災事業の双子池のため池整備には積極的に取り組み、その完成は農業関係者だけでなく地域住民にも深く感謝されており、その功績は顕著である。

五郷土地改良区元理事長の藤岡勉氏は、昭和 61 年 4 月から理事長として 24 年の長きにわたり、土地改良区の発展と円滑な運営に尽力された。温厚沈着な人柄で人望も厚く、指導的立場で地域をけん引し、山間部のため池の維持管理や圃場整備の推進、農道、水路など多岐に亘る土地改良事業に積極的に取り組み、地域農業の振興に貢献した。また、平成 3 年から 14 年間余り大野原町議会議員も務めており、広い視野と指導力をもって土地改良事業の進展に貢献した功績は顕著である。

表彰式は、5 月 9 日に県庁で行われ、浜田知事より受賞者一人一人に表彰状が手渡された。土地改良区の発展と土地改良事業の推進にご尽力いただいた三氏の功績に敬意を表し、今後とも一層のご活躍を祈念申し上げる。

油井北側地区圃場整備安全祈願祭催行



神事の模様

4 月 14 日、観音寺市柞田町の油井北側地区内の特設会場において、圃場整備安全祈願祭が執り行われた。

観音寺市片山副市長、観音寺市議会井上議長、観音寺市農業委員会森川会長、西讃土地改良事務所宮崎所長、香川県土地改良事業団体連合会野瀬参事のほか、地区関係者多数が参加した。神事では、観音寺市柞田土地改良区秋山理事長から順次、神前に玉串を奉奠し安全祈願を行った。

本地区は農地耕作条件改善事業として、平成 29 年度から平成 31 年度の 3 ヶ年の工期で、区画の整形を行い、

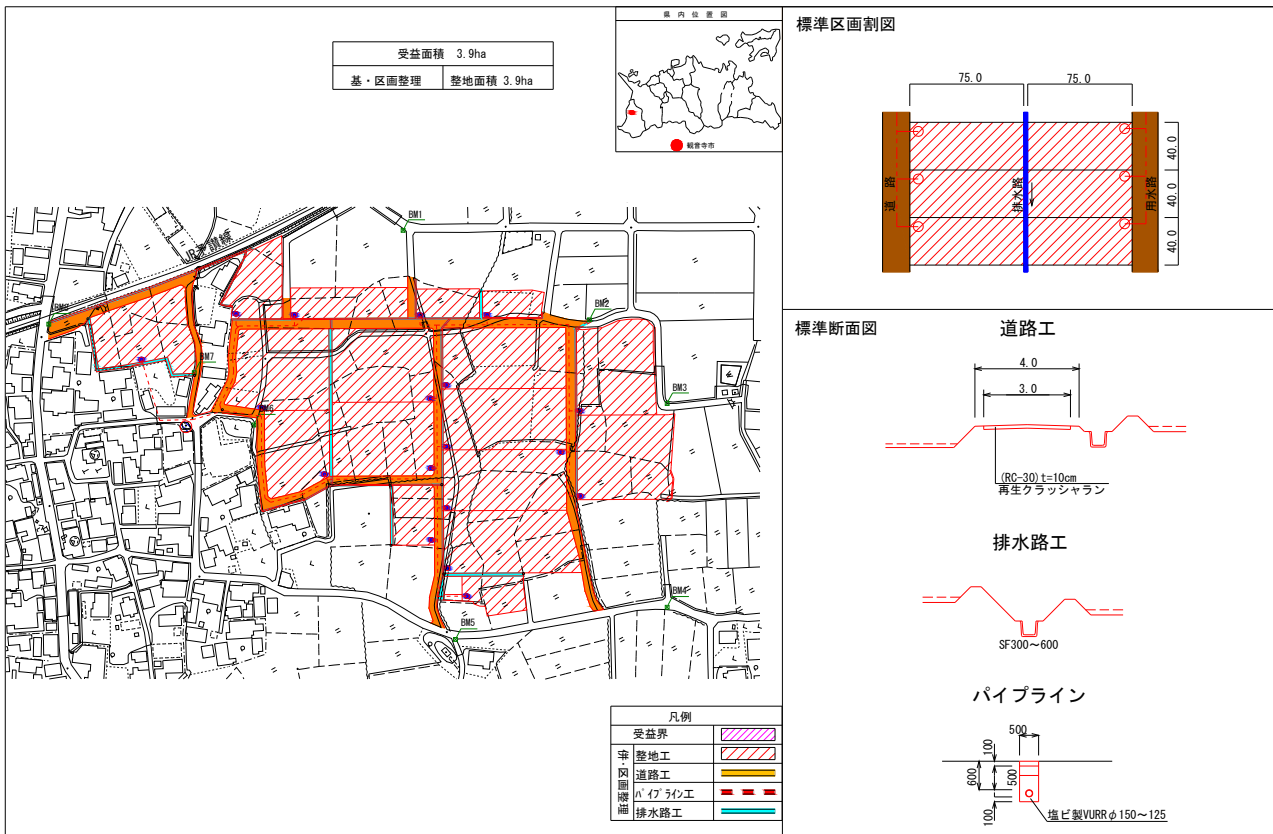
農道・水路を一体的に整備し、農業生産性の向上及び農業経営の安定を図る目的として計画されている。

関係者からは、従来、圃場条件が悪く、道路・用排水路が未整備で、営農に多大な労力を費やしてきたため、事業実施による生産性の向上等が大いに期待されている。



地区の営農状況

計画概要図



満濃池物語り

まんのういけものがたり

第四回 長谷川喜平次の悲願

「四国作家」同人

平井 忠志

腐らない底樋の建設

満濃池の泣き所は、貯水を取り出す木造底樋の寿命が短いことでした。そんな底樋を、腐らない石材で造れないものかと真剣に考えた男がいました。榎井村（琴平町）の庄屋・長谷川喜平次です。

たまたま嘉永元年（一八四八）、満濃池の底樋が腐り、その伏せ替え工事が必要となりました。そこで喜平次は、満濃池御料（幕府の天領）の代表庄屋の立場で、高松・丸亀・多度津三藩の水掛かりの庄屋たちを集めて、熱心に石樋の建設を提案しました。

『満濃池由来』によれば「衆議粉々、終に一決す」とありますから、危ぶむ者や賛同する者、諸説飛び交い、最終的に賛成決議したものと思われます。

しかしここから着工までの手順が大変でした。満濃池の水掛かりは、高松・丸亀・多度津の三藩にまたがり、そのうえ金毘羅社領や池御料と呼ばれる天領もありました。

そこで喜平次は、庄屋たちの決議を持って三藩を説得し、藩の副申書を添えて倉敷代官所に願い出ることにしました。

倉敷渡海始まる

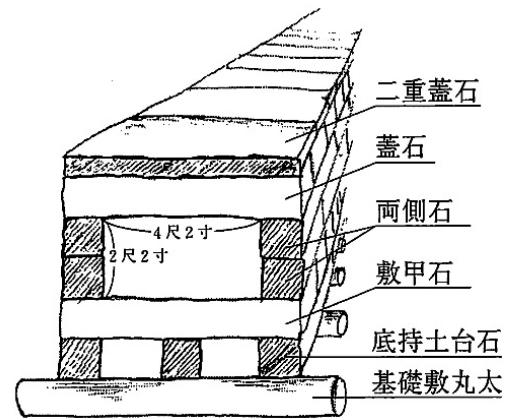
倉敷代官所への陳情は大変でした。代表庄屋や大庄屋たちが数名、その往復には五、六日もかかります。渡海のための船の借り上げ賃、お代官様の接待費、旅籠代や日当なども馬鹿になりません。

『満濃池覚帳』（嘉永四年）にも、「されば倉敷渡海の儀につき、・・・（中略）については、三十両ばかり金子持参致さずにては、相なるまじくと存じ候」と、接待費や諸雑費の入用を訴えています。

それだけではありません。代官様が「満濃池底樋御検分」と称して、直々に現地に来られ、その御接待にもまたまた費用が嵩みます。

こうして喜平次が考案した石樋の工事が無事完成したのが嘉永七年でした。貯水も順調に貯まり、その年の田植えも無事終えました。念願を果たした喜平次が一息ついたのも束の間でした。

その年の夏、底樋の周りの石垣から濁り水が吹き出し、満濃池は決壊。喜平次の夢は、ほころびました。



満濃池石造底樋(推定図)



【両側石】

【敷甲石・蓋石】

現存する石造底樋(かりん会館前)

～土地改良区だより～

高松市香川町浅野土地改良区は、昭和 28 年 3 月 20 日に設立認可を得て新設された。香川県の中央に位置する高松市にあり、内場ダム、新池、香川用水を水源として、その受益面積は水田 150ha である。主水源である新池は、香川県指定有形民俗文化財(昭和 40 年 4 月 3 日指定)の『ひょうげまつり』でも長く親しまれてきている。

新池は寛文年間(1661～1673)に藩普請として、藩の費用で築造されたものと伝えられ、次のような伝説が残されている。『もともと、浅野村の土地は高低が甚だしく、かつ荒廃地も多かった。藩では、開墾はさせたけれども水の便が悪く灌漑水には非常に困っていた。これを見かねた藩では、矢延平六らに命じて溜池をつくらせることになった。

平六は、大河原某と篠原某らと話し合い、川東上村の西を流れている香東川の水を引いてくることにした。暗夜に、提灯や松明によって人々を遠く離れたところから見通して土地の高低を測定し、多くの労力と歳月を費やして、遂に川内原に面積二十六町歩にわたる新池を築いた。この新池の水は、平六と大河原、篠原らの住んでいた三谷村犬の馬場方面にも引かれるようになり、農民たちの喜びはひとしお大きかったが、ここに一大事が起こった。

それは、平六がこの池を築いたのは「高松城を水攻めにするためである。」と領主に讒言した人があり、それによって平六は裸馬に乘せられて阿波の国に追放されてしまった。ある年の旧暦 8 月 3 日のことであった。平六を慕う地方の農民はその行方を求めたが、遂にその姿を探し出すことができなかった。そこで、せめてそのご恩に報い、これを後世に伝えようと新池を見下ろすことが出来る高塚山の頂上に小さい祠を建てて、神様としてこれを祀った。これが新池神社であるという。』

当地域において、矢延平六の多大な功績は申すまでもなく、我々の先人たちの困難を克服してきた足跡も決して忘れてはならないと考える。長い郷土の歴史を顧み、先人の功績に感謝し、受け継いだ土地改良施設の適正管理を通じ、今後とも「ひょうげまつり」とともに長く後世に継承していきたい。

土地改良区の概要

| | |
|--------|--------------------------------|
| 所在地 | 高松市香川町浅野 831-2 |
| 設立年月日等 | 昭和 28 年 3 月 20 日 香川県第 114 号 |
| 関係市町 | 高松市 |
| 管内農地面積 | 150ha (田) |
| 組合員数 | 474 人 (総代 35 人) |
| 役員数 | 理事 12 人、監事 3 人 |



新池全景



(左)矢延平六神社 (右)竜王神社



上原理事長

本会の職員紹介

事業課 主任技師 西川 智洋

このたび、4 月 1 日付で採用となり香川県土地改良事業団体連合会の一員となりました西川智洋と申します。

私は高校を卒業するまでの 18 年間香川県で暮らしてきました。大学入学を機に大阪に引っ越し、大学では化学工学を専攻しておりました。卒業後は理化学機器の会社で 6 年間営業の仕事をやっておりました。

その後、10 年ぶりに地元香川県に帰ってきて、行政書士の資格を取得し行政書士事務所を開業しました。行政書士としては主に農地転用など農地法に関する許認可申請や、都市計画法の開発許可申請などの仕事をやっておりました。また、土地家屋調査士の資格も取得し測量や境界確定の業務などにも携わってきました。農地転用などの業務では、土地改良区や水利組合の方々には大変お世話になりました。

これからは、地元香川県の農業の発展に少しでも役に立てるよう日々努力していく所存です。土地改良事業に関しては知識も経験も不足しておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



趣味等

趣味は 9 年ほど前から続けているロードバイクでツーリングをすることです。ロードバイクとは、競輪競技で用いられるような形状の自転車、一般的な自転車と比べてかなり軽量化されており、時速 20～30km 程度のスピードは簡単に出すことができます。私がロードバイクに乗り始めた頃は、まだまだロードバイクはマイナースポーツでしたが、最近は自治体がサイクルステーションを設置するなどサイクリストの誘致に力を入れていることなどもあって、香川県内でも休日には多くのサイクリストを見かけるようになりました。

私自身は、数年前に比べると最近ロードバイクに乗る機会が減ってきておりますが、年に数回は四国で開催されている 100km 前後の距離を走るロングライドイベントに参加しております。これまでも、しまなみ海道や四万十川方面などで行われたイベントに参加したことがあり、毎回各地の山や海などの景色を楽しむとともに、地元の名産品を食べることを楽しみにイベントに参加しています。



第17回
かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト

作品募集!!

第 15 回 優秀賞【貴婦人の散歩道】

第 15 回 最優秀賞【里山】

第 15 回 優秀賞【ピクニック】

第 15 回 特別賞【千枚田】

対象作品 香川県内の農業・農村風景をテーマにした作品 (未発表の作品に限る)

応募期間 平成 29 年 4/1 (土) ▶ 11/30 (木)

※平成 30 年 2 月審査会・結果発表 (予定)

応募規定 サービスサイズ以上のカラープリント、デジタルカメラ可。組写真・合成写真は除きます。入選作品の著作権は、主催者に帰属します。写真に人物が写っている場合、必ず本人 (被写体) の承諾を得てください。(その他、詳細はチラシ裏面を参照してください。)

審査 主催者において審査を行います。

発表 審査結果は県ホームページ上で発表します。
※入賞の際は原版 (ネガまたはポジ、デジタルカメラの場合はデータを、県の指定する方法で提出してください。)

各賞

- 最優秀賞：1 点 盾・副賞 (香川の特産品 5 万円相当)
- 優秀賞：4 点 盾・副賞 (香川の特産品 3 万円相当)
- 入選：5 点 盾・副賞 (香川の特産品 1 万円相当)
- 佳作：10 点 盾・副賞 (香川の特産品 5 千円相当)
- 特別賞：3 点 盾・副賞 (香川県農業協同組合中央会長賞) (香川県土地改良事業団体連合会長賞) (かがわグリーン・ツーリズム賞)

主催 / 香川県
後援 / 香川県農業協同組合中央会、香川県土地改良事業団体連合会
かがわグリーン・ツーリズム推進協議会

過去の入賞作品や応募票のダウンロードは、

かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト |



**応募先
お問い合わせ**

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-1 0
香川県農政水産部農村整備課写真コンテスト係

TEL 087-832-3448

中山間ふるさと・水と土保全対策事業

「中山間ふるさと・水と土保全対策事業(ふるさと・水と土基金)」は、
農地や土地改良施設などの多面的な機能の発揮や
地域住民活動の活性化に大きな役割を担っています。



第 15 回 佳作【地域環境の日】

かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト

私たちのふるさとは、美しい農村風景や、農村伝統文化があります。これらは農家を中心とする地域の人達の共同活動によって良好に保存されてきました。しかし、農村地域における過疎化や後継者不足、さらには混住化の進行に伴い、このような活動の低下が懸念されつつあります。そこで、写真を通じて農村の美しい自然や文化を再発見し、農村の豊かさや魅力を再認識することで、わがふるさとを保全していく機会とするため、本写真コンテストを実施しています。

ふるさと探検隊

都市部の小学生が、ため池や用水路等の土地改良施設の重要性を学習し理解を深めるため、県内の土地改良施設を巡る活動を実施しています。



【ふるさと探検隊】東西分水工



【ふるさと探検隊】豊稔池

かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト応募要領

- ・近作で応募者本人が撮影した未発表の作品に限ります。
- ・作品は、香川県内で撮影されたもののみを対象とします。
- ・応募作品は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- ・被写体に人物が含まれる場合は必ず本人(被写体)の承諾を得たうえで応募することとし、主催者は肖像権侵害等の責任は負いません。
- ・第三者からの権利侵害等の苦情についてはすべて応募者の責任とします。
- ・入賞作品決定後、主催者が類似作品又は二重応募作品と認められた場合、入賞を取り消すことがあります。

- ・合成や不要物消去等、過度な画像処理はご遠慮ください。
- ・入賞者は作品のネガ・ポジフィルム等の原版や、デジタルデータを提出していただきます。提出していただいた原版は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- ・入賞作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- ・応募に際して、下部の応募票に所定の項目を記入し写真を添えて提出してください。
- ・記入いただいた個人情報、展覧会等での入選者氏名表示や各賞の発送にのみ使用し、他の目的には使用しません。

※応募票のダウンロードは、「かがわの農村・ふるさと景観写真コンテスト」で検索できます。

会 と 催 し

| 開催月日 | 会 の 名 称 | 開催場所 |
|----------|----------------------------------------|-------|
| 4 月 14 日 | 油井北側地区圃場整備安全祈願祭 | 観音寺市 |
| 4 月 20 日 | 平成 29 年度吉野川総合開発香川用水事業推進協議会理事会 (第 56 回) | 高 松 市 |
| 4 月 21 日 | 平成 29 年度管内各県土連事務責任者会議 | 岡 山 市 |
| 4 月 24 日 | 平成 29 年度農業農村整備広報担当者会議 | 東 京 都 |
| 4 月 28 日 | 香川県農業会議常設審議委員会 | 高 松 市 |